

児童扶養手当受給状況照会同意書

年 月 日

(宛先) さいたま市水道事業管理者

児童扶養手当受給期間内における児童扶養手当受給を事由とする水道料金の減額を継続して受けるため、児童扶養手当の受給状況を児童扶養手当所管課に照会し、回答を得ることについて同意します。

住 所	さいたま市 区
	方書・部屋番号
フリガナ	
氏 名	
電話番号	
使用者番号	

注意事項

- 1 この同意書の提出により、児童扶養手当を受給している間、継続して水道料金の減額を受けることができます。
- 2 この同意書の提出がない場合は、新しい児童扶養手当証書が発行されるごとに、水道料金減額申込書及び最新の児童扶養手当証書の写しを提出してください。提出がない場合は、受給状況の確認が取れないため、水道料金の減額が終了となります。
- 3 この同意書の提出により、水道局が得た情報は、児童扶養手当受給を事由とする水道料金の減額を継続するための事務にのみ使用します。

.....
以下さいたま市使用欄

受付日	営業所到着日

水道局所管担当

窓口受付	営業所受付